

別表
別表を次のようになります。

1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）

981単位
利用者に対し、オペレーシヨンセンター（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第5条第1項に規定するオペレーシヨンセンターをいう。）に通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定単位数を算定する。

2 定期巡回サービス費（1回につき）

368単位
利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、定期巡回サービス（同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 隨時訪問サービス費（1回につき）

560単位
利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

4 隨時訪問サービス費（1回につき）

754単位
注 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。

イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
ハ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受け、随時訪問サービスを行った場合

二 その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれかに準ずると認められる場合

○ 厚生労働省告示第九十一号

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次のよう改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎恭久

第一号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注6並びに」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7及び小規模多機能型居宅介護費の注7」に改め、「介護予防福祉用具貸与費の注2」の下に「並びに指定型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注7」を加え、「（平成十二年厚生省告示第二十二号）を「（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）」に、「（平成十二年厚生省告示第二十四号）を「（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十号）」に改める。

二 第二号中「通所リハビリテーション費の注4」に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注8」に改める。

○ 厚生労働省告示第九十一号
○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生省告示第二十一号）に、「（平成十二年厚生省告示第二十二号）を「（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）」に、「（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）」に改める。

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第九十四号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
厚生労働大臣 塩崎恭久

告示第百二十九号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第九十四号）の全部を次のように改正し、平成二十七年三月二十二日

厚生労働大臣 塩崎恭久

地 域 区 分	サ ー ビ ス 種 類	割 合
一級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の十
通所介護	短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	千分の九十九
介護予防通所介護	介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	
介護予防認知症対応型共同生活介護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護		千分の千百十

小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	二級地	
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援		
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援		
千分の千八十八 千分の千七十二 千分の千四百四十	千分の千四百四十 千分の千七十二 千分の千八十八		

介護予防通所リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護	介護予防認知症対応型通所介護	訪問介護	訪問看護
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問入浴介護	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護
看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防訪問リハビリテーション	居宅介護支援	居宅介護支援
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問看護
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防訪問入浴介護	訪問看護
介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	短期入所療養介護	短期入所療養管理指導	千分の千五百
		特定施設入居者生活介護	居宅療養管理指導	
		認知症対応型共同生活介護	福祉用具貸与	
		地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防居宅療養管理指導	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護予防福祉用具貸与	
		介護福祉施設サービス	通所介護	
		介護保健施設サービス	短期入所療養介護	
		介護療養施設サービス	特定施設入居者生活介護	
		介護予防通所介護	認知症対応型共同生活介護	
		介護予防短期入所療養介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	
		介護予防特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		介護予防認知症対応型共同生活介護	介護福祉施設サービス	
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	短期入所生活介護	介護保健施設サービス	千分の千五十四
通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	看護小規模多機能型居宅介護	介護療養施設サービス	千分の千五百
短期入所生活介護	短期入所生活介護	認知症対応型通所介護	介護予防通所介護	
看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	
介護予防通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	
介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	
千分の千六十六				

千分の千八十四	千分の千四十五	千分の千	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護
訪問介護	訪問看護	訪問看護	訪問入浴介護
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問入浴介護
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	夜間対応型訪問介護
小規模多機能型居宅介護	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
看護小規模多機能型居宅介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護	夜間対応型訪問介護
介護予防訪問リハビリテーション	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
介護予防短期入所生活介護	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	夜間対応型訪問介護
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	夜間対応型訪問介護

訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	夜間対応型訪問介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	居宅介護支援
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防訪問介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防訪問入浴介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防訪問看護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防支援
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	居宅療養管理指導
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	福祉用具貸与
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防居宅療養管理指導
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防福祉用具貸与
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	短期入所療養介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	特定施設入居者生活介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	認知症対応型共同生活介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	地域密着型特定施設入居者生活介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護福祉施設サービス
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護保健施設サービス
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護療養施設サービス
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防通所介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防短期入所療養介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防特定施設入居者生活介護
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	介護予防認知症対応型共同生活介護
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	訪問看護	千分の千十四
通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	訪問看護	千分の千四十二
短期入所生活介護	認知症対応型通所介護	訪問看護	千分の千
認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	訪問看護	千分の千二十一
小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護	
看護小規模多機能型居宅介護	介護予防通所リハビリテーション	訪問看護	
介護予防通所リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	訪問看護	
介護予防短期入所生活介護	介護予防認知症対応型通所介護	訪問看護	
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問看護	

		地域区分		都道府県		地		域		その他	

七級地										大阪府	京都府
奈良県	兵庫県	河内長野市、泉州大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町	河内長野市、泉州大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町								
和歌山県	福岡県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	明石市、川辺郡猪名川町								
広島県	北海道	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
和歌山県	福岡県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	明石市、川辺郡猪名川町								
和歌山県	北海道	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
栃木県	茨城県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	明石市、川辺郡猪名川町								
群馬県	埼玉県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
群馬県	栃木県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	明石市、川辺郡猪名川町								
千葉県	埼玉県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
千葉県	群馬県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	明石市、川辺郡猪名川町								
東京都	埼玉県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
東京都	千葉県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	明石市、川辺郡猪名川町								
神奈川県	千葉県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
神奈川県	東京都	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	明石市、川辺郡猪名川町								
足柄下郡箱根町	足柄下郡箱根町	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
西多摩郡瑞穂町、西多摩郡檜原村	西多摩郡瑞穂町、西多摩郡檜原村	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
新潟市	新潟市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
新潟県	新潟県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
富山県	富山県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
福井県	福井県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
長野県	長野県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
岐阜県	岐阜県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
大垣市	甲府市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								
長野市、松本市、塩尻市	長野市、松本市、塩尻市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、橋本市								

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものではない。

○厚生労働省告示第九十四号

指定期宅等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第一九九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第一二一号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一百二十六号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一百二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成二十四年厚生労働省告示第九五五号)の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。